

# 公益社団法人移動通信基盤整備協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人移動通信基盤整備協会(英文名 Japan Mobile Communications Infrastructure Association: 略称 JMCIA、以下「本協会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本協会は、電気通信事業者並びに通信建設業者、通信保守業者及び通信機器製造業者が共同協力し、道路・鉄道・地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路・鉄道・地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するために必要な中継施設の整備、維持・管理及び提供
- (2) 医療機関における携帯電話等の利用環境を整備するために必要な中継施設の整備、維持・管理及び提供
- (3) 情報格差の是正が必要とされた地域における移動通信サービスの利用に必要な中継設備の維持・管理及び提供
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、電気通信事業者、通信建設業者、通信保守業者又は通信機器製造業者として3年以上の事業実績を有し、事業を円滑・適切に遂行するため入会した法人・団体又は個人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を円滑・適切に賛助するため入会した法人・団体又は個人

### (入会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、正会員2名の推薦を得て、理事会の定めるところにより申込みをするものとする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定めるところにより申込みをするものとする。

3 入会は、入会申込書を理事会に提出し、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

4 法人・団体たる会員にあっては、法人・団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、入会及び退会規程において別に定めるところにより届け出ることができる。

5 指定代表者を変更した場合も前項と同様とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより会費等を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年間以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員又は賛助会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認

- (5) 正会員及び賛助会員の会費等の金額
  - (6) 正会員又は賛助会員の除名
  - (7) 解散、公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (9) 前各号に定めるもののほか、その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 15 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、一般社団・財団法人法第 55 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者の選任又は第 109 条第 2 項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(種類及び開催)

第 14 条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面等による議決権の行使)

第 19 条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意

思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人 2 人が、署名し、又は記名押印しなければならない。

#### 第 4 章 役員等及び理事会

##### 第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 22 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 11 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 本協会に、会計監査人を置く。

3 理事のうち、1 名を会長、1 名を専務理事とする。

4 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事並びに会計監査人は総会の決議によって各々選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本協会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 会計監査人は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

7 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員欠格事由)

第 24 条 次に掲げる者は、本協会の役員となることができない。

(1) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者

(2) 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 6 条第 1 号に該当する者

(4) 認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事全員の同意により監事が決定する。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本協会の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 6 会計監査人は、前項の総会において別段の決議がなされなかったときは、その定時総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第29条 役員及び会計監査人は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- 2 監事は、会計監査人が次の一に該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第30条 理事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、すべての監事の同意を得て理事会において定める。

#### (取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
  - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会と  
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除又は限定)

第 32 条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、理事（業務執行理事又は本協会の使用人でないものに限る。）、監事及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 2 節 理事会

#### (設置)

第 33 条 本協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 34 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第 32 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

#### (種類及び開催)

第 35 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は法令の規定により監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第40条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第42条 本協会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。
- 2 本協会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

- 第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 44 条 本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
  - 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 45 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事の名簿
    - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第 47 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。



(解散)

第 49 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 51 条 本協会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 52 条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会は、理事会からの要請・指示に基づき調査・検討・提案を行う。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 53 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則（平成 24 年 6 月 21 日 総会決議）（平成 24 年 9 月 13 日 総会決議）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定

める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事（会長）は岩男恵、業務執行理事（専務理事）は眞木哲也とする。
- 4 本協会の最初の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人とする。

附則（平成27年6月18日 総会決議）

改定 平成27年6月18日 平成27年6月18日から施行

附 則

この定款は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月21日から施行する。